

## 試験期間中の自習スペースの増設について(2)

【ご意見・ご要望】(投稿日：2018年3月24日)

いただいたご回答に重ねて質問、要望させていただきます。

(1) 近隣住宅に隣接していることから試験期間外でも原則 21 時までとしていること、について

原則 21 時までとのことですが、ご案内のように、ほぼ毎日夜中から翌朝まで使用されているのが実情であります。長年にわたって夜中も利用されているとのことなので、実態に合わせてルールの方を変更すべきです。近隣住民に騒音等の迷惑がかかることを懸念しておられるかもしれませんが、学生が教室内で自習する分には何ら問題がないはずで

(2) 定期試験の試験室となる吉田南 4 号館の教室は、特に環境保持に注意を要することから、試験期間中にはそもそも貸出を行わないこととしており、について

環境保持のために要する特段の注意の内容を具体的にご教示ください。翌日に試験室となるということであれば、その教室のみ施錠する、あるいは自習室として開放する教室のみ無施錠とすればよいだけのことです。せっかく試験期間の前後に夜遅くまで、場合によっては翌朝まで電灯、冷暖房がついているのですから、他の講義棟に比べて自習室として利用しやすいと思います。

以上のように、吉田南 4 号館を試験期間中に自習スペースとして利用することに問題がないと考えます。利用できない明確な理由をお示しください。

吉田南 4 号館以外の夜間の自習スペースとして、京都大学生協同組合の食堂を開放することを提案します。京都大学と京大生協は相互協力関係にあるわけですから、大学から生協に要請して、光熱費、警備費等の費用は大学が負担したうえで自習スペースとして利用することは可能であると考えます。ぜひ実現していただきたくご検討ください。

試験期間中の自習スペースに課題があることはご認識していらっしゃるとのことですので、大学から自発的に何らかの解決策を見い出して、実現すべきです。課題を認識しているのにそのまま放置しているのは、率直に申し上げて、大学職員としての職務を全うしていないと考えます。

よろしくご検討ください。

【回答】（回答日：2018年4月4日）

（国際高等教育院、学生担当理事・副学長 川添信介）

（1）吉田南4号館の貸出は全学公認団体に限っており、何らかのトラブル等が発生した場合に当該団体に対応することが前提となっております。しかし、学生一般に開放する場合、本学学生以外の者が入り込む可能性もあり、トラブル等が発生した場合の対応や建物管理の面から開放することはできません。

（2）定期試験においては全ての講義室を試験室として使用する可能性があり、試験の公平性を確保するための施錠は欠かせません。したがって、一部の教室のみを自習室として開放することはできません。

また、京大生協の食堂内には、厨房と喫食スペース（食堂ホール）がありますが、厨房と喫食スペースを隔てる設備を有しておりません。つまり、喫食スペースを開放することは、厨房も開放することに繋がります。大前提である安全な食事を提供するという観点からしますと、現状では喫食スペースを自習スペースとして利用することは不可能です。しかしながら具体的なご提案をいただきましたので、今後の検討材料の1つとして承ります。